

2027 年国際園芸博覧会
神奈川県出展事業（D B 方式）
要求水準書

令和 6 年10月11日
神奈川県環境農政局総務室

目次

第1章 基本事項.....	1
1 事業概要.....	1
(1) 本事業の目的.....	1
(2) 対象業務.....	1
2 本事業実施に当たっての留意事項.....	2
(1) 要求水準書等の変更に関する事項.....	2
(2) 業務の第三者への発注.....	2
(3) 秘密の保持及び個人情報の保護.....	2
3 関係法令及び基準・使用等.....	3
第2章 要求水準.....	5
1 本事業に係る要求水準.....	5
(1) 一般事項.....	6
(2) 設計業務に係る要求内容.....	6
(3) 施工・工事監理業務に係る要求内容.....	10
(4) 運営関係業務に係る要求内容.....	12
第3章 事業者による本事業の実施状況のモニタリング.....	13

別紙 特記仕様書

第1章 基本事項

2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業（DB方式）要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、神奈川県（以下「県」という。）が2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する設計、施工、工事監理、運営関係業務に関するサービス水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「施工・工事監理業務要求水準」、「運営関係業務要求水準」から構成される。なお、官民連携事業の持つ本来の特性である事業者の創意工夫、アイディア、ノウハウ及び技術力等を最大限に生かすため、各要求水準については、基本的な考え方を示すに止め、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者のアイディア、ノウハウに基づいた提案に委ねることとする。

なお、県は事業者の業務についてモニタリングを行い、「要求水準」の内容をモニタリング時の基準として用いる。事業者は、設計、施工、工事監理、運営関係の全ての業務について、県のモニタリングに先立ってセルフモニタリングを行い、要求水準書及び事業提案との整合性についての確認結果を県に報告するものとする。

1 事業概要

(1) 本事業の目的

本事業は、2027年国際園芸博覧会（以下「本園芸博」という。）への県出展において、庭園の整備や展示施設の建築等を行うものである。

本園芸博は、国内では1990年大阪花の万博以来、37年ぶりとなる最大規模（A1クラス）の国際園芸博覧会であり、2027年3月19日から2027年9月26日までの192日間、神奈川県横浜市旭区・瀬谷区に位置する旧上瀬谷通信施設（米軍施設跡地）で開催される。

県は会期に間に合わせるため、事業者が設計及び施工業務を一貫して実施する「設計・施工一括方式（DB方式）」を適用することにより、効率的かつ効果的な事業実施を目指すものである。

なお、本事業は、本園芸博の開催に向けた出展整備に係る事業であるため、会期中の管理・運營業務及び会期後の撤去等の業務は含めない。

(2) 対象業務

本事業の業務は、「2027年国際園芸博覧会神奈川県出展基本構想（以下「基本構想」という。）」に基づき実施する。各業務の想定される事業範囲は次のアからエのとおり。

なお、業務の範囲は会期前の施工完了までとなるが、会期中の管理・運営及び会期後の撤去を担う別途事業者への引継ぎ業務まで、円滑に誠意をもって対応すること。

ア 設計業務

- (ア) 現地調査・検証
- (イ) 本事業に伴う各種許可申請等の作成、届け出等
- (ウ) 基本設計・実施設計業務
- (エ) 積算業務
- (オ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 施工業務

- (ア) 建築工事
- (イ) 造園工事（外構舗装含む）
- (ウ) 屋内展示の企画・制作
- (エ) 屋外演出の企画・制作
- (オ) 記録・報告書の作成
- (カ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

- ウ 工事監理業務
施工業務全般に係る工事監理
- エ 運営関係業務
 - (ア) 全体運営計画の作成
 - (イ) 採用計画の作成
 - (ウ) その他、管理・運営上必要な計画等の策定及び関連業務

2 本事業実施に当たっての留意事項

(1) 要求水準書等の変更に関する事項

ア 発注者による変更

発注者は、工期中に次の事由により要求水準書等の見直しが必要な場合、受注者と協議の上、その変更を行うことができる。

- (ア) 法令等の改正により、業務内容が著しく変更されたとき。
- (イ) 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されたとき。
- (ウ) 発注者の事由により、業務内容の変更が必要なとき。
- (エ) その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

要求水準書等の見直しに当たり、発注者は事前に受注者へ通知する。見直しに伴い、要求水準書等を変更するときは、これに必要な契約変更を行うこととする。

イ 受注者による変更提案

受注者は、要求水準書等に示された内容に対して、変更提案をすることができる。

また、発注者が適当と判断した変更提案については、要求水準書等及び実施設計図書に示された内容を変更することができる。なお、変更提案に関しては、以下の事項に留意する。

- (ア) 提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての品質保証など一切の責任は受注者が負うものとする。
- (イ) 変更提案は、要求水準書等に明示された水準と同等以上の水準を確保するものとする。
- (ウ) 工期短縮につながる変更提案は、発注者と協議の上、発注者が適当と判断すれば変更を認める。
- (エ) 外観を変更することについては、基本設計図書等と同等以上とする提案は、発注者と協議のうえ、発注者が適当と判断すれば変更を認める。
- (オ) 構造計画は、要求水準書を満たすことを条件とし、その他基本設計時の条件や品質等を向上させる工法の変更提案については、発注者と協議のうえ、発注者が適当と判断すれば変更を認める。

(2) 業務の第三者への発注

事業者は、本事業の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(3) 秘密の保持及び個人情報の保護

事業者は、本事業実施の際に知り得た業務上の情報等を第三者に漏らしてはならない。

また、個人情報保護の重要性を認識し、神奈川県個人情報保護条例を遵守し、この事業実施に当たり知ることのできた他人の個人情報を漏らしてはならない。

なお、このことについては、事業終了後も同様に対応する。

(4) SDGsへの取組みについて

業務の実施にあたっては、SDGsに配慮して進めること。

3 関係法令及び基準・仕様等

本事業の実施に当たっては、設計、施工等の各業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜適用するものとする。適用法令及び適用基準は、設計、施工等の各業務の開始時に最新のものを採用すること。また、別途、2027年国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）から設計に係る方針等が示された場合には遵守すること。

なお、下記に記載が無くとも、本事業を行うにあたり適用される関係法令及び関係条例、施行令、施行規則等がある場合は遵守すること。

(1) 法令

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 電気事業法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 地方自治法
- ・ 警備業法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 景観法
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- ・ 電気工事士法
- ・ 環境基本法

- ・ 都市緑地法
- ・ その他関連する法令

(2) 条例等

- ・ 横浜市建築基準条例
- ・ 横浜市火災予防条例
- ・ 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例
- ・ 横浜市生活環境の保全等に関する条例
- ・ 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
- ・ 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- ・ 横浜市電気工作物保安規程
- ・ 横浜市環境影響評価条例
- ・ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例
- ・ 神奈川県景観条例（神奈川県）
- ・ 神奈川県地域温暖化対策推進条例（神奈川県）
- ・ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例
- ・ その他関連する条例等技術基準等

(3) 技術基準等

- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 官庁施設の設計業務等積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 建築設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築構造設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会編）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 建築工事設計図書作成基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 木造計画・設計基準（国土交通省官庁営繕監修）
- ・ 木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン（国土交通省住宅局）
- ・ 敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所、建築研究所）

- ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- ・プレストレストコンクリート設計施工基準・同解説（日本建築学会）
- ・鋼構造設計規準－許容応力度設計法（日本建築学会）
- ・鋼構造接合部設計指針（日本建築学会）
- ・建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- ・公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建設リサイクル推進計画（国土交通省）
- ・建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・建設リサイクルガイドライン（国土交通省）
- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事積算基準等関連資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）
- ・公共建築工事積算基準の解説（建築工事編、設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）
- ・令和5年版建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・設備設計計算書作成の手引（公共建築協会）
- ・建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・営繕工事写真撮影要領・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・日本住宅性能表示基準（平成18年国土交通省告示第1129号）
- ・その他関連する建築学会等の基準・指針等
- ・カラーバリアフリー 色使いのガイドライン・サインマニュアルVer.2（神奈川県）
- ・みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック（神奈川県）
- ・埋蔵文化財保護の手引き（神奈川県）
- ・神奈川県グリーン購入基本方針（神奈川県）
- ・サステナビリティ戦略（2027年国際園芸博覧会協会）
- ・本事業に係る特記仕様書（別紙）

第2章 要求水準

1 本事業に係る要求水準

業務の実施に当たっては、県と協議の上、関係行政機関と協調し、博覧会協会が定めるガ

イドライン等を遵守し、適切な実施体制で臨むこととする。また、本園芸博の理念・テーマに即し、緑と花き、環境に配慮した業務を行うものとする。

(1) 一般事項

- ア 各業務においては、技術提案内容に沿って実施すること。
- イ 建築や造園等の設計から整備・運営、撤去・再利用に至るまで、環境に配慮した取組を検討すること。
- ウ 本園芸博全体で 1,000 万人を超える来場者が想定されていることを踏まえ、あらゆる来場者が安全・快適に展示を観覧し、体験を楽しむことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設設計（庭園含む）や展示計画を行うこと。
- エ 来場者の暑熱対策に配慮し、緑陰やパーゴラ、ミスト等を活用した快適な観覧環境づくりに配慮すること。
- オ 隣接する中催事場で行われる催事等に配慮した施設配置とするとともに、スムーズな人流に配慮した空間設計とすること。
- カ 屋内・屋外の各スペースに必要な設備（電源、照明、空調、水道、情報通信等）の設置に必要な受配電設備、盤、配管等の整備に配慮すること。
- キ 工事において支障となる樹木の伐採、支障物の移転等の必要が生じた場合は、県と協議のうえ、対応すること。
- ク 工事完成までの施工現場の維持管理は、事業者が行うこと。

(2) 設計業務に係る要求内容

ア 一般事項

- (ア) 事業者は、技術提案書、要求水準書及び「第 1 章 3 関係法令及び基準・仕様等」に基づき県と協議のうえ、設計業務を行い、本工事の実施及び維持管理に必要な図書を作成すること。
- (イ) 設計業務の期間は、本園芸博の開催日を踏まえ、事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき 2027 年国際園芸博覧会神奈川県出展事業業務契約書に定める。事業者は関係機関と十分協議した上で、本事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう設計業務期間を設定すること。
- (ウ) 事業者は設計業務の遂行にあたり、協議の内容についてその都度書面(打合せ簿)に記録し、相互に確認する。事業者は、県に対し設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。県は、設計業務の進捗状況及び内容について随時確認できるものとする。県が設計内容に関する説明を対外的に行う場合、県の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力すること。
- (エ) 基本設計は、設計業務とともにソフト面（企画運営・サービス）の整備についても検討すること。
- (オ) 事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等を事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて業務を遂行すること。
- (カ) 事業者は、基本設計を完了したときは、「資料15 提出書類一覧表」に基づき、基本設計図書等を県に提出し、承諾を得ること。なお、県からの求めがあった場合には、基本設計の内容が業務要求水準を満たしていることを証する資料を提出すること。
- (キ) 事業者は、実施設計を完了したときは、実施設計図書等を県に提出し、承諾を得ること。なお、県からの求めがあった場合には、実施設計の内容が業務要求水準を満たしていることを証する資料を提出すること。

- (ク) 事業者は、基本設計を完了したときは、概算工事費内訳書を県に提出し、承諾を得ること。
- (ケ) 事業者は、実施設計を完了したときは、工事費内訳書を県に提出し、承諾を得ること。
- (コ) 業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
なお、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、県の承諾を得ること。

イ 展示設計に関する基本的要件

- (ア) 屋内、屋外エリアで、メインテーマである” Vibrant INOCHI” のビジョンをわかりやすく伝えるため、サブテーマを踏まえ、ストーリー性をもたせた展示とする。
- (イ) 観覧後に問題意識を持ってもらえるような工夫をする。
- (ウ) 県出展エリアを3つのゾーンに分け、それぞれのゾーンに求められている機能を配慮した設計を行うこと。
 - a エントランスゾーン
主に県の産地をPRする花や植木を植栽するとともに、県内の「農の景観」をみせていく。また、来場者の期待感を高めるような魅力的な展示とする。
 - b テーマゾーン
県の出展テーマやメッセージを来場者に伝える機能を有する。テーマをわかりやすくイメージさせる、印象的なシンボル展示を行う。屋内展示と屋外展示で補完しながら来場者に分かりやすく発信する。
 - c 多目的ゾーン
屋内施設と屋外エリアに多目的に利用できるスペースを設け、市町村をはじめ、多様な主体が参加できる場、来場者と参加者の交流の場、賑わいの場としても機能するように整備すること。
- (エ) 県育成品種（ハナモモ、サルスベリなど）や県の産地をPRできるような植物、農産物を積極的に活用すること。
- (オ) SNS等で共有したくなる展示とするとともに、魅力的な演出を積極的に活用し来場者を惹きつける変化に富んだ展示とする。
- (カ) 使用する植物、木材については、県産のものを優先的に利用すること。
- (キ) 夜間開園も意識した展示及び演出の設計を行う。

ウ 造園設計に関する基本的要件

- (ア) 造園スペース（屋外庭園面積）は3,000㎡以上確保すること。
ただし、造園スペースには、農の景観として一定程度のほ場も含めることとする。
また、必要に応じて企業協賛による展示を行うこともできることとする。
- (イ) 造園スペース以外に、造園部分を観賞に耐えうる良好な状態に維持するために必要なバックヤードを設置すること。
- (ウ) イ(ウ)cで記載している多目的ゾーンとして、市町村等の多様な主体による短期間の出展スペースを配置する。また、県内植物園等をはじめとした県内の魅力発信を行う展示も実施する。
- (エ) 造園工事・外構工事に当たっては、県内の造園業者や植木生産者の活用を検討すること。
- (オ) 来場者が快適に植物を鑑賞できるよう、緑陰やベンチの設置などに配慮するとともに、エリアの配置を工夫すること。

- (カ) 花き等の植栽については、開催日当日から観賞に耐えられるような状態とすること。
- (キ) 車いす利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者など、誰もが観賞できるようバリアフリー化に配慮するとともに回遊性のある庭園設計とすること。
- (ク) 展示物については、会期後、可能な限り移設・移植などの再利用に考慮すること。

エ 建築物に関する基本的要件

- (ア) 建築面積は最大 700 m²とすること。
- (イ) 建築物の高さは会場全体の景観に配慮し、7 m程度とすること。
- (ウ) 建築物は地上2階建てとする。なお、展示エリアは1階部のみとし、2階部は関係者専用エリアとすること。
- (エ) 構造は、鉄骨造りもしくは木造とし、内装材も含めて可能な限り県産木材を使用すること。なお、建築物は、建築基準法第85条第6項及び7項（仮設建築物の許可）に規定する仮設建築物とし、循環型（リユース、リサイクル）による環境負荷の低減、資材の有効活用に考慮すること。
- (オ) 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について配慮すること。
- (カ) 車いす利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者など、誰もが観賞できるよう施設内のバリアフリー化を図るとともに、回遊性のある諸室配置計画とすること。
- (キ) 各スペースの配置に当たっては、動線や必要物品の搬出入を考慮した平面配置とすること。
- (ク) フロア案内やスペース名サインなどを見やすい位置に適切に設置し、円滑な移動を促すよう配慮すること。
- (ケ) 運用管理・警備等がしやすい動線計画やエリアの配置計画を行うこと。
- (コ) 建築物の基礎については、敷地や地盤の状況を十分に把握した上で、安全かつ経済性に配慮した計画を行うこと。
- (サ) 使用する材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質を含むものを極力避けるとともに、改修時・解体時における環境汚染に配慮したものを選ぶこと。
- (シ) 外観デザインは、本園芸博のテーマに即し、植物を観賞する機能を持つ施設として、ふさわしい形態とする。
- (ス) 室内の温度管理については、必要な空調設備を整備するとともに、太陽光エネルギー等の自然エネルギーの活用に配慮すること。（例：ペロブスカイト太陽電池の活用など）
- (セ) 必要な有線LAN用の配管配線・情報コンセント（中継HUBを含む）を設けておくとともに、建物内のいずれの場所からでも無線LAN（Wi-Fi ルーター含む）を利用できるよう整備すること。

オ 建築物内に持つべきスペース

- (ア) 1階部に常設の展示スペースを少なくとも300 m²以上確保すること。
- (イ) 多目的ゾーンとして、20～25 m²程度の多様な主体による展示スペースを2か所、最大50 m²の催事スペースを1か所確保すること。なお、隣接する壁を可動間仕切り等にすることでオープンスペースとしても活用できるよう設計すること。
- (ウ) 管理スペースとして、1階にVIPルーム、出展者等控室（休憩）スペース、更衣スペース、給湯スペースなど必要な機能を設置すること。
※VIPルームとは、要人等を接遇する部屋のこと。
- (エ) 2階部に事務局及びスタッフの更衣・休憩スペース、事務執務スペース、映像機械室など、展示以外のスペースを設置すること。なお、エレベーターの設置は必須としない。

- (オ) トイレは1階部に設置することとし、男子トイレ、女子トイレ及びオストメイト対応多目的トイレを設けること。なお、来場者用と事務局（出展者含む）用に分けて設置することは必須としない。
- (カ) 屋内展示は、展示植物を良好な状態に保つために適した温度管理に配慮するとともに、来場者が快適に観覧することができるよう配慮すること。
- (キ) その他必要なスペースとして、授乳スペースなどを設置すること。

カ 設計に伴う各種許可申請等

本工事に必要な各種許可申請等の書類は、事業者の自己責任において作成し提出すること。なお、各種許可申請等の書類の作成、提出に係る全ての費用は事業者負担とする。

キ 設計図書作成

設計図書の作成は、「第1章3 関係法令及び基準・仕様等」の積算基準等に基づき行うとともに、その根拠資料をとりまとめること。

ク 設計変更

県は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計費用のほか工事費等）が発生したときは、県が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

ケ 成果品の提出

(ア) 事業者は設計業務に対して次の図書を県に提出すること。仕様、部数、様式等は県の指示に従うこと。

a 基本設計報告書（A4ファイル綴じ）

- ・ 基本設計書
- ・ 透視図（外構、建物、展示）
- ・ 全体鳥瞰図
- ・ 工事概算書
- ・ 各種技術資料
- ・ 各種検討書
- ・ 調査・打合せ記録簿（関係機関との協議含む）

b 実施設計報告書（A4ファイル綴じ）

- ・ 構造計画書
- ・ 透視図（2葉）
- ・ 概略工事工程表
- ・ コスト縮減検討報告書
- ・ 設計概要説明書
- ・ 積算内訳書
- ・ 打合せ記録簿（関係機関との協議含む）
- ・ 各種技術資料

- ・ 打合せ記録簿（関係機関との協議含む）
 - ・ 各種技術資料
 - c 各種設計図面（建築・電気・機械・構造）A3版図面2つ折製本 or ファイル
 - d 電子データ（CD-R等）
 - (イ) 業務着手届、完了届、テクリス登録等、業務手続きに必要な書類を作成し県に提出すること。
 - (ウ) その他、調査職員の指示する資料
- (3) 施工・工事監理業務に係る要求内容
- ア 一般事項
- (ア) 建築物については、横浜市の仮設許可が得られる施設を整備すること。また、博覧会協会が定める仮設建築物に係る基準等を遵守すること。
 - (イ) 本園芸博の開催日を踏まえ、事業者は関係機関と十分協議した上で、開催日に来場者を迎えることができるよう本事業全体に支障のないよう施工・工事監理スケジュールを計画することとし、事業者の提案に基づき定めること。
 - (ウ) 共同企業体の構成員や下請企業に県内企業を選定するなど、県内経済への貢献に配慮すること。
 - (エ) 施工に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め県と事業者が協議して決定すること。
 - (オ) 近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。
 - (カ) 施工に当たっては、十分な休憩時間を確保するなど作業員の暑熱対策を図ること。
- イ 建築業務
- (ア) 着工前の業務
 - a 各種許可申請業務

着工前に必要な各種許可申請手続について、事業スケジュールに支障がないように実施すること。なお、各種許可申請等の書類の作成、提出に係る全ての費用は事業者負担とする。
 - b 近接工事との調整

先行して着工している敷地に隣接した工事の施工計画等との調整を図り、速やかに工事の進捗が図れるようにすること。
 - (イ) 施工期間中の業務
 - a 事業者は、工事監理者を通じて建設業法第24条の7の規定に準拠して施工体制台帳を作成し、現場に備え置き、また、施工体系図を現場の見やすい場所に掲示すること。また、本書類を県へ提出するほか、県から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
 - b 県は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
 - c 遵守法令、適用基準等に基づき、基本設計図書、実施設計図書及び業務計画書に従って適正に業務を実施すること。
 - d 事業者は、工事完了に先立ち、室内空気中の化学物質の放散量を測定し、県に報告す

ること。

- e 事業者は、事業者の責任及び費用負担により、完了検査及び機器・器具等の試運転を実施すること。また、機器・器具等の取扱いについて、県に説明を行うこと。
- f 事業者は、機器・器具等の試運転の結果を県に提出すること。
- g 県が別途調達する備品・機器等の搬出入作業がある場合は、事業者は業務の実施に支障のない範囲でこれに協力すること。
- h 事業者は、本工事で盛土を計画しているときは、県と調整の上、公共残土等を利用するなど、搬入計画を立てること。
- i 工事期間中は土砂が排水路等に流出しないよう必要な対策を講じること。
- j 工事中の安全対策について、特に工事関係車両の出入りには歩行者等を考慮し、交通整理員を配置するなど、通行に支障のないよう配慮すること。
- k 施工企業は、工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、工事監理業務管理技術者に毎日報告し、確認を受けること。また、県が進捗状況の確認を行う場合は協力すること。
- l 工事は、原則として土日祝日は行わないものとし、工事搬入車両の通行は通学時間を避ける等配慮すること。なお、やむを得ず実施する場合は、工事監理業務管理技術者と調整のうえ、県と協議すること。
- m 施工時間は、博覧会協会が定めるガイドライン等を遵守し、原則昼間作業とすること（施工時間には準備、後片付けを含むものとする）。やむを得ず上記時間帯を超える場合は、施工企業は自己の責任において所轄警察署、地域住民（自治会等含む）等関係者へ、その旨を連絡すること。
- n 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、直ちに関係機関に通報及び県に連絡しなければならない。

また、その経緯を当日中に工事監理業務管理技術者と調整のうえ、県に報告すること。
- o 施工企業は、県との立会等が必要な場合は、工事監理業務管理技術者と調整のうえ、県へ連絡すること。

ウ 工事監理業務

工事監理者は、令和6年国土交通省告示第8号に定める工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務、またその他の業務を行い、実施設計図書のとおりにより工事施工が実施されていることを確認すること。

(ア) 業務内容

- a 工事監理業務計画書の作成（工事監理体制、工事監理方針、その変更協議等）
- b 実施設計図書の確認及び意図伝達（意図伝達のための質疑応答及び説明を含む）
- c 施工図や工事材料、設備機器等を設計図書に照らしての確認、検査、検討及び報告
- d 工事と実施設計図書の照合及び確認並びにその報告
- e 工事監理報告書等の提出
- f 工程表の確認及び報告
- g 実施設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- h 目的物の引渡し立会い（使用開始時）
- i 関係機関の検査の立会い
- j 設計変更の調査、確認及び報告
- k 行政機関への届出手続き等の調整

- (イ) 工事監理業務実施計画書
 - a 業務の着手後、速やかに監督員に提出する。
 - b 工事監理業務実施計画書への記載事項は、以下のとおりとする。
 - (a) 一般事項（目的、適用範囲、適用基準類、内容変更が生じた場合の処理方法等）
 - (b) 体制（指示系統図、監理業務運営計画）
 - (c) 方針
 - (d) 工程計画
 - (ウ) 工事監理業務計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度監督員に変更監理業務実施計画書を提出する。
 - (エ) 工事監理業務完了報告書
 - a 工事監理業務の実施内容等について、下記の書類を作成し監督員に提出する。
提出時期に関して、(a)と(b)は、原則として翌月のはじめに、それ以外はその都度速やかに、監督員へ提出する。
 - (a) 工事監理業務月報
 - (b) 記録写真
 - (c) 工事監理業務日報
 - (d) 提案書（提案を行った場合に限る）
 - (e) 打合議事録
 - (f) 工事監理業務報告書
- (4) 運営関係業務に係る要求内容
- ア 一般事項
- (ア) 会期中の施設運営に関する基本計画書を作成すること。（運営サービス、VIP 接遇、警備・清掃、要員配置計画等）
 - (イ) 会期中の施設運営に携わるアテンダント、スタッフに関する基本計画書を作成すること。（採用・研修等）
 - (ウ) 県内市町村や関連団体の出展に対応する事務局業務に関する基本計画書を作成すること。
 - (エ) 運営に関わる経費を算出すること（運営要員人件費、警備費、清掃費、備品・消耗品費、事前研修費等、運営経費の算出）
- イ 全体運営に係る基本的要件
- (ア) 来場者の安全・安心、快適性の確保に配慮すること。
 - (イ) 県民参加を促進するため、積極的にボランティアを活用すること。
 - (ウ) 国内外からの様々な来場者に対して、ユニバーサルデザインや多言語対応など誰もが同じ観覧・体験できる環境づくりに配慮すること。
 - (エ) 年齢、性別、国籍、人種、障がいなどを超えて、互いに理解し合い、一人ひとりが能力を発揮し活躍できる環境づくり＝ダイバーシティ・インクルージョンの理念に配慮すること。
 - (オ) 展示植物の調達に当たっては、安定した供給体制を構築すること。
- ウ スタッフ採用計画に係る基本的要件
- (ア) 募集・選考に際し、年齢、性別及び障がいの程度に関わらず、幅広い方が参加しやすい

よう配慮すること。

- (イ) 運営スタッフやボランティアが展示植物の適切な維持管理のノウハウを学び実践する仕組みを構築すること。

(5) 成果品の提出

- (ア) 事業者は設計業務に対して次の図書を県に提出すること。仕様、部数、様式等は県の指示に従うこと。

a 運営基本計画書（A4ファイル綴じ）

- ・ 要員配置計画
- ・ 運営体制図
- ・ 業務分掌案
- ・ 採用・研修スケジュール
- ・ ユニフォームデザイン案
- ・ 出展要項（催事以外）

第3章 事業者による本事業の実施状況のモニタリング

事業者は、設計、施工、工事監理、運営関係の全ての業務について、次の方法によりセルフモニタリングを行い、確認結果を県に報告するものとする。

- 1 事業者が実施する業務の水準を維持改善するよう、事業者自らセルフモニタリングを実施すること。
- 2 事業者は、要求水準書に示された水準を達成しているか否かを確認するための基準を設定すること。また、全ての基準は、合致しているか否かで判断できるよう設定すること。
- 3 要求水準書の内容及び県が実施するモニタリングとの連携に十分配慮して、セルフモニタリングの項目、方法等を提案すること。セルフモニタリングの内容については、協議の上設定する。
- 4 設計、施工、工事監理、運営関係業務において、基本設計完了時、実施設計完了時、竣工引き渡し時において、セルフモニタリングを実施し、県にモニタリング報告書を提出すること。モニタリング報告書には、次の内容を記載すること。
 - (1) モニタリングの実施状況
 - (2) モニタリングを行った結果発見した不具合、改善点等
 - (3) 要求水準未達が発生した場合、その内容、時期、影響、対応状況等
 - (4) 要求水準未達が発生した場合の改善方策

【本事業に関する問合せ先】

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課 国際園芸博覧会推進グループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

電話：(045)285-0339(直通)

FAX：(045)210-8851

URL：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/2027_kokusaiengeihaku/proposal.html